

宮城県国民保護計画の概要

第1編 総則

宮城県は、県央部に政令指定都市である仙台市を有しており、市内及び周辺地域には、国の機関や交通・流通の拠点機能等が集中している。

また、県北部の石巻圏域においては、合計3基の原子力発電所が立地しており、有事の際には、的確かつ迅速な対策が強く求められる地域である。

第2編 平素からの準備

宮城県は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平常時から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次のような備えを行う。

- ・ 情報伝達等が24時間即応可能な体制整備の確保
- ・ 国、自衛隊、市町村・消防、指定地方公共機関等との連携体制の整備
- ・ ボランティアや自主防災組織等の県民との協力体制の確立
- ・ 非常通信体制の整備
- ・ 警報の伝達や安否情報の収集等、情報を収集提供するための体制整備
- ・ 避難施設の指定等の避難・救援体制の整備
- ・ 生活関連等施設における安全確保の配慮
- ・ 避難や救援に必要な物資の備蓄や、設備の整備等
- ・ 職員の研修、訓練の実施及び国民保護措置に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

< 初動体制 >

宮城県は、県国民保護対策本部が設置される前であっても、県独自の対応として宮城県危機管理対策本部を設置し、初動体制を確立する。

事態認定を受けて宮城県国民保護対策本部を設置した後は、国民保護措置を総合的に推進することとし、所要の総合調整を行う。

宮城県は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国の対策本部等との密接な連携を図るほか、必要に応じて、近接県等への応援要請を行う。

< 警報の通知・伝達 >

宮城県は、国が発令した警報の内容を市町村長，県の執行機関，放送事業者その他の指定地方公共機関，県の関係出先機関，その他の関係機関に通知する。

放送事業者である指定地方公共機関の行う警報等の放送については，正確さを損なわない限度において自主的な判断に委ねる。

宮城県は、警報の発令がない場合においても、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要がある場合には、緊急通報を発令する。

< 避難の指示 >

宮城県は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し直ちに避難を指示し、市町村は避難実施要領に従い、住民を的確かつ迅速に避難誘導させる。

宮城県は、武力攻撃事態等において、運送事業者である指定公共機関等と連携して避難住民の運送を行う。

< 救援の実施 >

宮城県は、関係機関の協力を得て、救援に関する措置を実施する。

仙台市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、宮城県は、国の救援に関する指示の内容を指定都市である仙台市長に通知するとともに、救援の円滑な実施のため、仙台市長と事前に活動内容についての調整を行うなど、緊密に連携して救援を行う。

< 武力攻撃原子力災害等への対処 >

宮城県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

宮城県は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害現場の状況に応じて現場及び影響予想地域の住民に対する緊急通報を発令するとともに、退避を指示し、必要に応じて警戒区域の設定を行う。

第4編 復旧等

宮城県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じる

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。